

悪臭防止法に基づく規制

悪臭防止法により工場、事業場に対する悪臭に関する規制が行われています。

工場その他の事業場における事業活動により発生する悪臭の排出に対して、政令で定める特定悪臭物質ごとに定められた規制基準、又は臭気指数による規制基準を遵守しなければなりません。規制地域内に設置されている工場その他の事業場は、その業種や規模、経営主体の如何等を問わず、全て規制の対象となります。

※ 工場その他の事業場における事業活動に含まれないと解釈される施設

一般住宅

自動車、船舶、航空機等の移動発生源

建設工事、しゅんせつ、埋立て等のために一時的に設置される作業現場

下水道の排水管、排水渠

規制基準

出雲市においては、現在、特定悪臭物質の濃度による規制を行っています。また、悪臭の発生施設に対しての届出は必要ありません。

政令では、規制基準は悪臭の排出の形態により3種類設けられています。

特定悪臭物質による濃度規制基準（法第4条、規則第2条、規則第3条、規則第4条）

- (1) 敷地境界の地表における規制基準（1号規制）
- (2) 煙突その他の気体排出口における規制基準（2号規制）
- (3) 排出される排水における規制基準（3号規制）

出雲市において規制対象となっている特定悪臭物質の特徴

特定悪臭物質	におい	主要発生源事業場
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、

	なにおい	し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等
スチレン	都市ガスのようなおい	化学工場、FRP 製品製造工場等
プロピオン酸	すっぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染織工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
イソ吉草酸	むれた靴下のようなおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等

敷地境界の地表における規制基準

(平成 17 年 3 月 18 日島根県告示第 3 1 8 号)

特定悪臭物質	規制基準 (単位: ppm)	
	A 地域	B 地域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
スチレン	0.4	0.8
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004